

広島県選挙管理委員会告示第四十三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として、別表のとおり指定した旨、江田島市選挙管理委員会等から報告があつた。

令和二年六月十八日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

別表

施設の名称	所在地	指定年月日
鹿川交流プラザ	江田島市能美町鹿川 3126 番地 1	令和 2 年 6 月 1 日
今津交流館	福山市今津町六丁目 2 番 38 号	令和 2 年 6 月 1 日